

船舶事故等調査報告書

平成26年9月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第39号
事故等種類	衝突
発生日時	平成24年12月17日 09時40分ごろ
発生場所	愛媛県上島町百貫島東方沖 百貫島灯台から真方位078° 5,500m付近 (概位 北緯34° 18.7' 東経133° 20.1')
事故等調査の経過	平成25年3月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 <sup>フォレスト エンジェル</sup> FOREST ANGEL（中華人民共和国香港特別行政区籍）、 5,321トン 9474113（IMO番号）、MAGNIFICENT VIEW LTD B 漁船 <sup>たいせい</sup> 大成丸、4トン HS3-32517（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A（ベトナム社会主義共和国籍）、免状不詳 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船尾部外板に擦過傷 B 船首部防舷材に破損
事故等の経過	A船は、百貫島東方沖において、平成24年12月17日09時40分ごろB船の船首部と衝突した。 B船は、百貫島東方沖において、A船の左舷船尾部と衝突した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A 不明、B 不明 A 不明、B 不明 A 不明、B 不明 A船は、百貫島東方沖において、B船と衝突したものと考えられるが、船長Aから情報が得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。 B船は、百貫島東方沖において、A船と衝突したものと考えられるが、船長Bから情報が得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、百貫島東方沖において、A船の左舷船尾部とB船の船首部とが衝突したことにより発生したものと考えられる。